

技術上の基準に応する事項：第2種製造者 (30□未満)

規則		項目	対応事項	該当の有無	資料名 資料番号
一般	液石 12条				
第1項 製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準 (圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドを除く)					
1号	1号	定置式製造設備：第1種製造者の基準準用			
6-1-1	6-1-1	境界線・警戒標（事業所）			
6-1-3	6-1-7	火気取扱施設との距離 (可燃性ガス、特定不活性ガスの 製造設備)	8m以上 (までの距離 : m) 流動防止措置等 :		
6-1-6	6-1-9	可燃性ガス、特定不活性ガス貯槽 の識別措置			
6-1-9	6-1-12	製造設備を設置する室の滞留し ない構造 (可燃性ガス、特定不活性ガス)			
6-1-10	6-1-13	気密な構造 (可燃性ガス、毒性 ガス、酸素のガス設備)	機器等一覧表のとおり。		
6-1-11	6-1-17	耐圧・気密試験 (高圧ガス設備)			
6-1-12	6-1-18				
6-1-13	6-1-19	十分な強度 (高圧ガス設備)	強度計算書のとおり。		
6-1-16		貯槽の沈下状況測定及び措置			
	6-1-20	地震の影響に対して安全な構造 (塔槽類・配管・支持構造物・ 基礎)			
6-1-19	6-1-21	圧力計、安全装置 (高圧ガス設 備)	圧力計一覧表、安全弁・破裂板・逃し弁一覧表のとおり。		
6-1-20	6-1-22	安全弁等放出管開口部の位置			
6-1-22	6-1-24	液面計 (液化ガス貯槽) 破損時の漏えい防止措置 (可燃 性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス)			
6-1-23		不活性ガス置換の方法 (特殊高 圧ガス、五フッ化ヒ素等の製造 設備)			
6-1-26	6-1-27	電気設備の防爆性能 (可燃性ガスの高圧ガス設備)			
6-1-31	6-1-29	ガス漏えい検知警報設備 (可燃性ガス、毒性ガス、特定 不活性ガスの製造施設)			
6-1-33		識別措置・危険標識 (毒性ガスの製造施設)			

規則		項目	対応事項	該当の資料名 有無	資料番号
一般 12条	液石 13条				
6-1-35		配管等の接合方法 (毒性ガスのガス設備)			
6-1-36		配管の二重管等 (特殊高圧ガス五フッ化ヒ素等、その他一部の毒性ガスのガス設備)			
6-1-37		除害措置 (特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、その他一部の毒性ガスの製造設備)			
6-1-38	6-1-30	静電気除去措置 (可燃性ガス、特定不活性ガスの製造設備)			
6-1-39	6-1-31	防消火設備 (可燃性ガス、酸素、三フッ化窒素の製造施設)			
6-1-39 の2		消火設備 (特定不活性ガスの製造施設)			
	6-1-35	容器置場・充填容器等の基準			
	イ	・容器置場の明示・警戒標			
	ロ	・容器置場は二階建以下			
	ハ	・置場距離	第1種置場距離= m (第1種保安物件 ()までの距離: m)		
	ニ	・障壁の設置	第2種置場距離= m (第2種保安物件 ()までの距離: m)		
	ホ	・充填容器の直射日光を遮るための措置			
	ヘ	・滞留しない構造			
	ト	・二階建容器置場の構造			
	チ	・消火設備			
2号	3号	移動式製造設備: 第1種製造者の基準準用			
8-1-1	9-1-1	引火性、発火性の物の付近にないこと (製造施設)			
8-1-2	9-1-2	警戒標 (製造施設)			
8-1-3	9-1-3	耐圧・気密試験 (高圧ガス設備)	機器等一覧表のとおり。		
		十分な強度 (高圧ガス設備)	強度計算書のとおり。		
8-1-4	9-1-4	消火設備 (可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素の製造施設)			

規則		項目	対応事項	該当の有無	資料名 資料番号 (図面番号)
一般	液石				
12条	13条				

第2項 製造方法の技術上の基準

1号	1号	火気取扱場所等から5m以内でしないこと			
2号		第1種製造者の基準準用			
6-2-1 イ ハ ニ ヘ		・安全弁等の止め弁の全開 ・圧縮の基準 ・希釈剤の添加（アセチレン） ・バルブの開閉（三フッ化窒素）			
6-2-2 ロ 二 木 ト		・継ぎ目なし容器への充填時の音響検査 ・アセチレン充填時の措置 ・酸化エチレン充填時の措置 ・三フッ化窒素充填時の場所			
6-3-3 ロ ハ 木		・アセチレンの充填 ・シアノ化水素の充填 ・シアノ化水素の充填容器への措置 ・酸化エチレンの充填容器への措置			
	4号 6-2-2	液化石油ガス充填時の措置			
6-2-4		製造施設の点検・異常確認時の措置			
6-2-5 イ ロ ハ		ガス設備の修理又は清掃等 ・作業計画、作業責任者 ・ガス設備の修理時の危険防止措置（可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素） ・ガス設備開放時の危険防止措置			
二 木		・漏えい防止措置 ・ガス設備の作動確認			
6-2-6		バルブに過大な力を加えない措置			

規則		項目	対応事項	該当の有無	資料名 資料番号 (図面番号)
一般 12条	液石 13条				
6-2-7		エアゾールの製造の基準			
イ		・毒性ガスの使用禁止			
ロ		・人体使用の可燃性ガス禁止			
ハ		・材料制限、耐圧性能等			
ニ		・引火物等の制限			
ホ		・防火上有効な措置			
ヘ		・作業に必要な物以外の設置制限			
ト		・内圧、充填量の制限			
チ		・容器転倒時の転倒台の使用			
リ		・気密性能			
ヌ		・注意事項の明示			
6-2-8	4号 6-2-7	容器置場及び充填容器等の基準			
イ	イ	・充填容器、残ガス容器の区分貯蔵			
ロ		・可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素 液化石油ガスの区分貯蔵			
ハ	ロ	・計量器等以外の設置制限			
ニ	ハ	・火気等の禁止 (不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)、空気を除く)			
ホ	ニ	・温度40°C以下に保つ措置			
ヘ		・温度65°C以下に保つ処置 (圧縮水素運用自動車用容器)			
ト	ホ	・転落、転倒、バルブの損傷防止措置			
チ	ヘ	・置場への携帯電灯以外の持込禁止(可燃性ガス)			
3号		酸素、三フッ化窒素充填時の措置			
4号		容器等の加熱時の方法			
5号		シアノ化水素の移充填時			
6号	3号	移動式製造設備では車両に固定した容器には充填しない			